

令和7年度第2回美祢警察署協議会会議録

開催日時	令和7年11月21日（金） 午後3時30分から午後5時00分までの間	
開催場所	美祢警察署3階 講堂	
出席者	協議会	配川委員、利重委員、柳瀬委員、織田委員、阿野委員 計5人
	警察署	署長、次長、会計課長、地域・交通課長、警備課長 計5人
議題	1 所管業務説明 2 諮問事項 「情勢に応じた合理的な交通規制の実施及び良好な自転車交通秩序実現のための取組」	
<p>1 会長挨拶</p> <p>先般、警察署協議会会長会議に出席したが、各警察署から活発な意見が出て、大変有意義な会であった。これからも美祢警察署の警察署協議会会長として勉強させていただきたい。</p> <p>これから年末に向け、我々も警察署も多忙となるが、事件や事故に十分気をつけ、お互い良い年末年始を迎えたいと思う。</p> <p>今日の諮問事項については、交通規制や自転車の問題等、我々の生活に身近なものである。いろんな提言や意見が出ると思われるが、活発に、かつ議論を深めたいと思っているのでよろしく願います。</p> <p>2 署長挨拶 (省略)</p> <p>3 所管業務説明</p> <p>令和7年1月から10月末までの業務推進状況について、以下の項目に沿って説明した。</p> <p>(1) 効果的な犯罪抑止対策の推進状況</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 刑法犯の認知・検挙状況等</p> <p style="margin-left: 20px;">イ うそ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 人身安全関連事案の対応状況</p> <p>(2) 地域警察活動の推進状況</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 地域安全活動の推進状況</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 110番対応状況等</p>		

(3) 交通事故抑止対策の推進状況

- ア 交通事故発生状況
- イ 管内の交通事故の特徴等
- ウ 交通事故抑止対策の状況

(4) 不法滞在者対策の推進

- ア 在日外国人数の現状と推移
- イ 不法残留者数の推移
- ウ 不法滞在等の主な手口
- エ 山口県内の検挙手口
- オ 取組状況

4 諮問事項説明

「情勢に応じた合理的な交通規制の実施及び良好な自転車交通秩序実現のための取組」

5 所管業務・諮問事項に対する質疑等

(委員)

市内の多くの場所において、道路のセンターラインや側道のラインが消えている。車にはそのラインによって走行をコントロールする安全装置があり、消えていると安全装置が反応しない。

(地域・交通課長)

道路上には、管理者の異なる道路標識や道路標示が混在しているが、その管理主体は、大きく分けて警察か道路管理者になる。

具体的には、警察が管理するものは、横断歩道・停止線・最高速度・黄色の中央線等で、国、県、市町の道路管理者が管理するものは、白色の中央線、車道外側線等である。

警察が管理する道路標示が摩耗等により補修が必要な場合、速やかに警察本部に報告するが、毎年の予算規模に応じた対応となり、補修までに時間を要する場合もある。

また、管理者が異なる場合も、情報提供がなされた場合には、当該管理者に情報共有することとしている。

(委員)

秋芳や美東地区の高齢者は自転車に乗ることが多いものの、罰則については理解していない人が多い。運転免許更新時等に自転車のマナーやルールの説明があるとよい。

(地域・交通課長)

運転免許更新時における講習では、自動車の運転者を主眼とした構成となっているが、今後は、講習時を含めてあらゆる機会を活用した自転車関連の広報を行うこととしている。また、交番・駐在所の警察官が住民や関係団体等からの要請を受け、地域の会合やサロンに出向き、出前型の交通安全教育を行っており、警察による出前型講習を周知するため、会合等が開催される公民館などの施設職員に対し、利用者に対する広報を依頼しているところである。

(委員)

市報の中に交通規制に関する一枚紙を入れてもらい、広報を徹底したらどうだろうか。

(地域・交通課長)

市との連携のほか、交番・駐在所の広報紙やケーブルテレビの文字放送等を活用し、市民の皆さんの目に留まるような効果的な広報を行うこととする。

(委員)

幼稚園や小学校・中学校・高校に対し、地道な周知活動が大切である。

(地域・交通課長)

これまで学校からの要請を受け、中・高校生に対して、自転車講習を行っており、特に中学校については、市内全ての中学校から講習要請を受けて実施しているところである。

(委員)

住民への説明や広報はもちろん、市報による広報、SNSでの発信、各地区のサロンの活用、市内病院へのポスター掲示が有効と考える。

(地域・交通課長)

病院へのポスター掲示については有効と考えられることから、管理者等と協議し、効果的な広報を行うこととする。

(委員)

自転車の交通ルール周知の取組では、学校で学ぶ機会を作ることも考えられるが、成長して大人になると学ぶ機会も少なくなる。報道機関とも連携してテレビやラジオで繰り返し知らせしていく地道な取組も必要と感じる。

(地域・交通課長)

広報紙やSNS等を積極的に活用して広報を実施しているほか、警察本部において、テレビコマーシャルの作成等にも取り組んでいるところである。今後も県民の皆さんの目に留まるような継続的な広報を行うこととしている。

(委員)

自転車は比較的近場での移動が多いため、公民館単位でその地域の自転車利用者向けの講習会をしてはどうか。

(地域・交通課長)

交番・駐在所の警察官が、住民の方や社会関係団体等からの要請を受け、地域の会合やサロンに出向き、出前型の交通安全教育を行っており、令和7年10月現在、当署管内では24か所のサロンで約500人が受講している。

(委員)

自転車が通行できる場所について、あまり周知されていないので具体的に教えて欲しい。

(地域・交通課長)

自転車の通行場所は、道路交通法に規定されているが、周知されていないとの御指摘を受け、あらゆる機会を通じて広報することとする。

具体的には、自転車は車道通行が原則であるが、「道路標識等で歩道通行ができ

るとされているとき」「13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の障害を有する方が運転するとき」「車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められたとき」には、歩道を通行することができる。なお、歩道通行をするときは、歩道中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。

(委員)

自転車通行において美祢市内の具体的な危険エリアについて教えて欲しい。

(地域・交通課長)

県内の自転車事故の類型を見ると、交差点における出会い頭や右左折時の事故が全体の約7割を占めており、交差点や右左折時は注意が必要である。

管内では、カルストロードにおける自転車の単独事故が数件発生している。

(委員)

JR美祢線は廃止になったが、踏切の一時停止はどうなるのか。

(地域・交通課長)

現在のJR美祢線は、踏切としての形状が存続しているため、法律で示されている踏切を通行する際における一時停止の規定を受けることとなる。

(委員)

前に大きなトラックが走っていると信号機がよく見えないことがある。何が解決策はないのか。

(地域・交通課長)

大型トラックの後方では、車体の影響により、前方の視界が遮られるなど、安全確認や信号機の視認性が困難となる。

前方に大型車が通行している場合は、十分な車間距離の確保をお願いする。また、大きな交差点やカーブ先の交差点では、進路右側に補助信号機が設置されている場所もある。

(委員)

現在使われていないJR美祢線に、自転車や歩行者レーンを作ったらどうか。

(地域・交通課長)

管理・運用は管理者であるJRや自治体であり、JR美祢線の活用検討については、管理者の権限となっている。

今後、JR美祢線の利用方法等について、警察として意見を述べる機会があれば、本提言を伝達したいと考える。

(委員)

曾根交差点で朝の通勤時間帯において、来福台側、河原側の双方からの直進車が多く右折が困難となっている。可能であれば右折矢印信号を設置していただきたい。

(地域・交通課長)

昨年、同様の要望を受け、曾根交差点の通行実態の調査をしているところである。調査の時間帯は、通行量がピークとなる午前7時30分から午前8時20分の間で実施し、河原方向からの直進が多く、来福台方向からの右折車両が右折できない

状況は、50分間で3回発生し、そのほかは1回の信号サイクルで右折が完了している。

仮に矢印信号機を設置した場合には、国道316号の信号停止時間が長くなり、渋滞が発生することが予想されることから、矢印信号機の設置は保留としたい。

また、右折の先頭車両が交差点の中心付近まで進行しないケースも確認しており、交差点の安全進行について、あらゆる機会を通じて広報することとしている。

(委員)

警察が学校等で講習等をする場合、警察から一方通行的に講習されることが多く、学生が意見を言う機会が少ないと感じる。意見交換的に講習をするのも一つの方法と思う。

(署長)

講習の場においてはどうしても警察が主導的な立場となる。質疑、応答の時間があるにしても、それは最後で時間的な制約もあり、なかなか自分の意見を言える雰囲気ではない。今後の講習等においてやり方を検討する必要がある。

(委員)

他県では熊の出没についてよく報道されているが、熊対策についてはどのようにしているのか。

(地域・交通課長)

熊の捕獲管理及び保護管理に対する業務は、山口県、関係市町等の自治体の責任において進められている。熊が出没した場合、警察は人身被害の防止の観点から、関係機関と連携の上、各種情報発信、現場における広報・警戒、避難誘導等必要な措置を講じている。

6 その他

令和7年度第3回の協議会は、改めて日程を調整することとした。